

気候変動対応との両輪で重要性の高まる「生物多様性」への対応

一次期生物多様性国家戦略の策定を見据えてー

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

藁品 和寿

(キーワード) 生物多様性、気候変動、COP27、CBD COP15、ポスト 2020生物多様性枠組み、昆明・モンテリオール生物多様性枠組、自然と共生する世界、30by30

(視 点)

2022年は、2つのCOP(締約国会議)が開催された。一つは、COP27(気候変動枠組条約第27回締約国会議)であり、もう一つがCBD COP15第二部(生物多様性条約第15回締約国会議)である。

CBD COP15では、“ポスト 2020生物多様性枠組み”として、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組み」が採択された。本枠組みは、生物多様性分野の「パリ協定」とも言え、これを受けて、国内では、2022年度末までに、次期生物多様性国家戦略が策定される予定である。

こうした中、本稿では、「気候変動」との両輪で動き始めた「生物多様性」を巡る国内外の動きを概観するとともに、生物多様性と企業および金融機関との関わりについて簡単に整理する。

(要 旨)

- 気候変動と並んで国際的に生物多様性への危機意識が高まる中、2022年12月7日から19日まで、CBD COP15第二部が開催された。ここでは、生物多様性の新たな国際的枠組みとして、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組み」が採択された。本枠組みでは、2050年ビジョンとして、愛知目標を引き継いで「自然と共生する世界」が掲げられ、2030年ミッションとともに、2030年までの23の目標が策定された。
- わが国でも、1993年5月に、生物多様性条約を締結してから、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する施策を進めてきた。現在、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」に向けた行動が急務であるとの意識の下、2023年3月の閣議決定に向けて次期生物多様性国家戦略の改訂作業が進められている。なお、次期生物多様性国家戦略では、2050年ビジョンである「自然と共生する社会」の下、2030年に向けた目標として「ネイチャーポジティブの実現」が掲げられる予定である。
- 生物多様性では、気候変動に関する情報開示のTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)に倣ってTNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)があり、企業の自然資本の利用に関する目標設定では、GHG(温室効果ガス)削減目標であるSBTに倣ってSBTN(Science-Based Targets for Nature)がある。2023年中に、それぞれで動きがあることから、今後、企業や金融機関による生物多様性への取組みは、一層加速するだろう。

※本稿は、2023年1月31日現在の情報に基づき記述している。

はじめに

2022年は、11月6日から20日まで開催されたCOP27（気候変動枠組条約第27回締約国会議、開催国：エジプト、シャルム・エル・シェイク）に続き、同年12月7日から19日まで、CBD COP15 第二部^(注1)（生物多様性条約第15回締約国会議）が、カナダ・モントリオールにて開催された。

CBD COP15では、“ポスト2020生物多様性枠組み”として、「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」が採択された。併せて、2023年に、途上国支援を目的とした「グローバル生物多様性枠組基金：Global Biodiversity Framework Fund (GBF Fund)」を設置することも採択されている。

「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」は、生物多様性分野の「パリ協定」とも言え、これを受けて、国内では、2023年3月までに、次期生物多様性国家戦略が閣議決定される予定である。

こうした中、本稿では、「気候変動」との両輪で動き始めた「生物多様性」を巡る国内外の動きを概観するとともに、生物多様性と企業および金融機関との関わりについて簡単に整理したい。

1. 生物多様性の潮流

生物多様性を巡る国際的な潮流を俯瞰すると、**図表1**のとおりである。生物多様性を巡っては、1992年に、国際連合において、生物の多様性に関する条約^(注2)（生物多様性条約）が採択された。本条約の目的は、第1条に明記されたとおり、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平（釣り合いのとれた）な配分である。

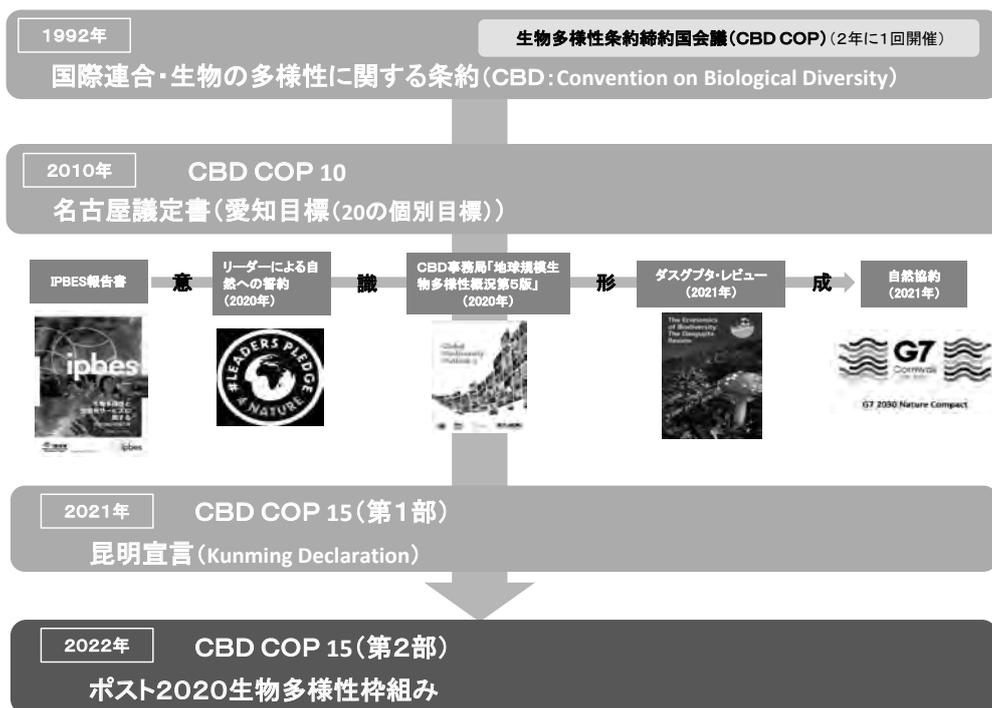
本条約の採択後、2年に1回の頻度で、生物多様性条約締約国会議（CBD COP）が開催され、2010年のCBD COP10（開催国：日本、名古屋）では、上記の目的のうち③が、名古屋議定書として採択されている。また、①と②については、2050年までに「自然との共生」を達成することを長期ビジョンとして、2020年までの短期目標を掲げた「愛知目標」が採択された。しかし、生物多様性条約事務局が2020年に公表した「地球規模生物多様性概況 第5版^(注3)」では、愛知目標で掲げた20の個別目標が一つも完全に達成できなかったことが明記されており、白井（2022）も「未達成に終わった愛知目標」と表現している。すなわち、①と②は、今後の大きな課題として残されたままとなった。

(注)1. 第一部は、2021年10月に、中国・昆明にて開催された。

2. 外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>) を参照

3. 日本語版は、環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/press/109457.html>) を参照

図表1 生物多様性の潮流



(備考) 各種ホームページおよび報道資料等を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

こうした危機感の中、2020年9月に、第75回国連総会に合わせて開催された生物多様性サミットにおいて、野心的なポスト2020生物多様性枠組の合意を含む10の約束から成る「リーダーによる自然への誓約 (Leaders' Pledge for Nature)」が採択された。民間でも、欧米の民間金融機関や年金基金等が、「生物多様性のためのファイナンス協定 (Finance for Biodiversity Pledge)^(注4)」を発足させている。本協定の目的は、生物多様性の保全・回復のために投融資活動を通じて世界の企業に働きかけることにコミットし行動することである(白井(2022))。

2021年6月のG7サミット(開催地:英国、コーンウェル)では、生物多様性の損失と気候変動といった課題にG7諸国が協力して取り組む「2030年自然協約 (Nature Compact)^(注5)」が合意された。同年10月のCBD COP15第一部(開催国:中国、昆明)では、「ポスト2020生物多様性枠組み」の採択に向けた決意表明の位置付けで、昆明宣言^(注6)が採択されている。また、2022年11月に開催されたCOP27(開催国:エジプト、シャルム・エル・シェイク)では、気候変動と密接に結びつく生物多様性の問題も議論になった。

(注)4. わが国からは、りそなアセットマネジメント(株)が参加している。

5. 同協約では、①自然に悪影響を及ぼす持続不可能あるいは違法な活動に対処するためにインセンティブを転換し、あらゆる適切な手段を用いること、②自然への投資を増加し、経済・財務上の決定において自然が考慮されるようにすること、③生物多様性の喪失、気候変動に対処するために不可欠な生態系の保護・保全・回復を支援・推進すること、④多国間環境協定の説明責任と実施メカニズムの強化を推進することにより、国内外における自然のための行動について自ら責任を負うこと、の4つの行動を約束している。

6. 日本語訳は、環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/content/900518065.pdf>) を参照

このように、気候変動と並んで国際的に生物多様性への危機意識が高まる中、2022年12月7日から19日まで、CBD COP15第二部が開催された。ここでは、生物多様性の新たな国際的枠組みとして、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組み」が採択された。本枠組みでは、2050年ビジョンとして、愛知目標を引き継いで「自然と共生する世界」が掲げられ、2030年ミッション^(注7)とともに、2030年までの23の目標が策定された(図表2)。注目点は、目標3に掲げられた「30by30目標^(注8)」、気候変動対策に関わる目標8、企業や金融機関に関わる目標15であろう。

世界銀行^(注9)によると、生物多様性保全に必要な資金は、今後10年間で年間7,000億米ドルとされる。目標18および19では、生物多様性に有害な補助金を5,000億米ドル削減し、民間投資やグリーンボンドなどにより国内外から2,000億米ドルの資金を調達することが掲げられている。また、世界銀行の信託基金「地球環境ファシリティ」の中に、生物多様性保全のための新たな基金「グローバル生物多様性枠組基金：Global Biodiversity Framework Fund (GBF Fund)」が、2023年中に創設されることが決まっており、気候変動対策と並んで、民間資金を呼び込むことが期待されている。

図表2 ポスト 2020 生物多様性枠組における「2030年ターゲット」

<p>■ 2050年ビジョン 自然と共生する世界</p> <p>■ 2050年ゴール</p> <p>ゴールA 自然生態系の面積が大幅に増加し、絶滅速度と絶滅リスクを10分の1に減らし、遺伝的多様性を維持する</p> <p>ゴールB 自然を保全し、持続可能に利用する。自然が人間にもたらす価値を評価し、維持し、強化する</p> <p>ゴールC 遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ公平に配分する</p> <p>ゴールD 2050年ビジョン達成のため年間7000億ドルの資金不足を徐々に解消する</p>	<p>■ 2030年ミッション 生物多様性を回復軌道に乗せるため、緊急な行動を起こす</p> <p>■ 2030年ターゲット（昆明・モンテリオール2030年目標）</p> <p>目標1 生物多様性の重要地域の損失をゼロに近づける</p> <p>目標2 劣化した生態系の30%を再生</p> <p>目標3 陸域、内水域、海域の重要地域を中心に30%保全</p> <p>目標4 種と遺伝的多様性の回復・保全のための管理を確保し、野生生物とあつれきを回避</p> <p>目標5 合法的で持続可能な種の採取、取引、利用と、乱獲の防止</p> <p>目標6 外来生物の新規侵入や定着を50%減少</p> <p>目標7 環境への栄養分流出を半減、農業リスクを半減、プラスチック汚染を削減</p> <p>目標8 自然に基づく解決策で気候変動の緩和・適応に貢献</p> <p>目標9 種の持続可能な管理と利用で、脆弱な人々の社会的、環境的な利益を確保</p> <p>目標10 農業、養殖業、漁業、林業の持続的な管理と生産性やレジリエンスの向上</p> <p>目標11 大気や水の調節や防災に寄与する自然の恵みを維持・促進</p> <p>目標12 緑地や親水空間の面積やアクセス、便益の増加</p> <p>目標13 遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）を促進する措置の実施</p> <p>目標14 生物多様性の価値を、政策・規制・計画・開発・会計に統合</p> <p>目標15 企業や金融機関が生物多様性へのリスク、依存、影響を評価し開示することを求める</p> <p>目標16 食料廃棄を半減し、過剰消費を減らし、市民の責任ある選択と情報入手を可能にする</p> <p>目標17 バイオテクノロジーによる悪影響に対処するための能力の強化</p> <p>目標18 生物多様性に有害な補助金の年間5000億ドルを段階的に削減</p> <p>目標19 資源（資金）動員を年2000億ドルに増加、途上国向け資金を年300億ドルを増やす</p> <p>目標20 生物多様性の保全と持続可能な利用のための科学研究の強化</p> <p>目標21 効果的な管理のため、データ、情報、知識を利用できるようにする</p> <p>目標22 生物多様性管理の意思決定への先住民、女性、若者の公平な参加と権利尊重</p> <p>目標23 枠組みの実施におけるジェンダー平等の確保</p>
--	--

(出所) 日経 ESG (<https://project.nikkeibp.co.jp/ESG/atcl/column/00005/122300299/?P=2>)

(注)7. 生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め反転させ回復軌道に乗せるための緊急な行動をとる。

8. 2030年までに陸域・海域等を中心に総面積の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標

9. 世界銀行ホームページ (<https://www.worldbank.org/ja/news/immersive-story/2022/12/07/securing-our-future-through-biodiversity>) を参照

2. 次期生物多様性国家戦略に向けて

1で述べた世界の動きに応じて、わが国でも、1993年5月に、生物多様性条約を締結してから、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する施策を進めてきた。

以下では、2023年3月までに閣議決定予定の次期生物多様性国家戦略までの経緯およびそのポイントについて概観する。

(1) 生物多様性国家戦略策定の経緯

生物多様性条約の締結後、1995年10月、最初の生物多様性国家戦略が決定された（図表3）。その後、第三次までの生物多様性国家戦略の策定を経て、2008年6月に、生物多様性基本法が施行し、生物多様性国家戦略の策定が法定化された。

図表3 生物多様性国家戦略の策定経緯



(備考) 環境省ホームページ等を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012－2020」の後継である次期生物多様性国家戦略の策定に向けて、2020年1月からは、委員12名の参画の下、2021年6月までに計9回、次期生物多様性国家戦略研究会が開催され^(注10)、同年7月には「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が公表されている。本報告書では、次期生物多様性国家戦略において、既存の取組みに加えて取り組むべき3つのポイントが掲げられている。具体的には、「人類の生存基盤である生物多様性と生態系の健全性の確保・回復のための取組のさらなる強化」、「社会的課題の解決に向けた自然を活用した解決策の積極的活用」、「社会と個人それぞれの価値観と行動が自然共生社会の実現に向かうよう、ビジネスと生物多様性の好循環とライフスタイルへの反映」である。また、同年11月には、企業や国民の行動変容を促す取組みを強化し、さまざまなステークホルダー間の連携を促すため、「2030生物多様性枠組実現日本会議^(注11)」が設立された。2022年に入ると、G7サミットでの「自然協約^(注12)」を受けて、CBD COP15でも注目点となった「30by30ロードマップ^(注13)」が、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議から公表された^(注14)。同時に、本ロードマップに盛り込まれた各種施策を実効的に進めていくための有志連合として、「30by30アライアンス^(注15)」が発足している。

現在、「昆明・モンリオール生物多様性枠組み」を受けて、2023年3月の閣議決定に向け、自然環境部会ならびに生物多様性国家戦略小委員会^(注16)において、次期生物多様性国家戦略の策定のための議論が進められている。

(2) 次期生物多様性国家戦略のポイント

環境省は、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」に向けた行動が急務であるとの意識下、次期生物多様性国家戦略の改訂作業を進めている。2023年1月30日には、2月28日を期日として、「次期生物多様性国家戦略（案）」に対するパブリックコメントを行なっている。

次期生物多様性国家戦略では、生物多様性損失と気候危機の“2つの危機”への統合的対応や、新型コロナウイルス感染症のパンデミック危機を踏まえた社会の根本的変革が強調されている。また、2050年ビジョンである「自然と共生する社会」の下、2030年に向けた目標として

(注)10. 環境省ホームページ (<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives5/index.html>) を参照

11. 環境省ホームページ (<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/j-gbf/committee/>) を参照

12. 3つ目の柱である「野心的な世界目標等を通じたものを含め、自然を保護、保全、回復させること」のうち(3A)において、「この10年間に必要とされる、保全と回復の努力のための重要な基礎として、2030年までに世界の陸地の少なくとも30%及び世界の海洋の少なくとも30%を保全又は保護するための新たな世界目標を支持すること。」が表明されている。

13. 「30 by 30目標」達成のための主要施策として、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上や、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM: Other Effective area-based Conservation Measures) の設定・管理、生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等を掲げている。

14. 環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/press/110887.html>) を参照

15. 環境省ホームページ (<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>) を参照。2023年1月25日現在、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループや(株)山梨中央銀行等の350者が参加している。

16. 環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/council/12nature/yoshi12-08.html>) を参照

図表4 次期生物多様性国家戦略の概要

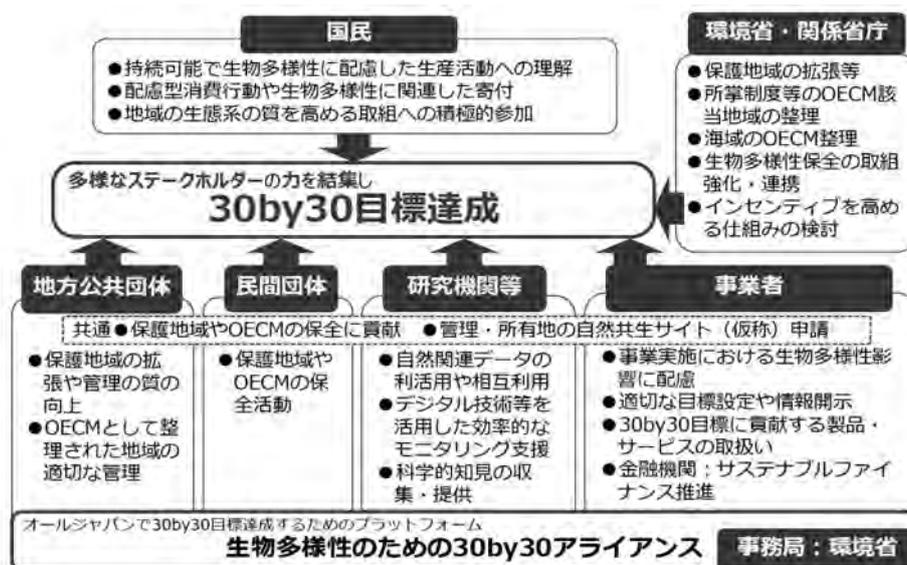


(出所) 環境省(2023年1月30日)「次期生物多様性国家戦略案の概要」

「ネイチャーポジティブの実現」を掲げ、5つの基本戦略を設定する予定である(図表4)。

このうち、ネイチャーポジティブの実現に向けては、「30by30目標」が特に注目される(図表5)。既に保護地域に位置付けられているのは、陸域で20.5%、海域で13.3%に留まっているため^(注17)、環境省は、国立公園等の保護地域の拡張および管理の質の向上を図るとともに、OECM(保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所^(注18))の設定・管理によって目標達成を目指す。また、民間の所有地等を「自然共生サイト(仮称)」として認定し、OECMに組み込むこと

図表5 「30by30」目標の達成に向けて



(出所) 生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議(2022)「30by30ロードマップ」

(注)17. 「30by30ロードマップ」p.2を参照
18. 例えば、里地里山、企業の水源の森

も検討している。環境省は、こうしたOECD認定により、次期生物多様性国家戦略の3つのポイントの1つに掲げる「自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）」につなげたい意向である。その実現に向けて、2022年4月に発足した「30by30アライアンス」の果たす役割がますます期待されよう^(注19)。

3. 生物多様性と企業・金融機関との関わり

「昆明・モンリオール生物多様性枠組み」の目標15は、企業によるサプライチェーン上の生物多様性に関する状況の開示義務や、事業活動を通じた生物多様性への負の影響の半減等を求めるもので、企業の事業活動を対象としたものである。この生物多様性に関する情報開示では、気候変動に関する情報開示のTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に倣ってTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）があり、企業の自然資本の利用に関する目標設定では、GHG（温室効果ガス）削減目標であるSBTに倣ってSBTN（Science-Based Targets for Nature）が検討されている。

TNFDは、企業に対する自然関連の情報開示に関するイニシアティブであり、2019年の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で着想され、2021年6月に創設された。2022年3月に、最初のベータ版フレームワーク（v0.1）が公表され、3つの要素が示された。具体的には、「①自然を理解するための基本的概念と定義の概要」、「②自然関連リスクと機会に対するTNFDの草稿版開示提案」、「③自然関連リスクと機会を評価するためのLEAPプロセス」である。②では、TCFDと同様に、「ガバナンス^(注20)」、「戦略^(注21)」、「リスク管理^(注22)」、「指標と目標^(注23)」の4つの柱が示されている。また、TNFDのアプローチは、TCFDのシングルマテリアリティ^(注24)とは異なりダブルマテリアリティ^(注25)であることが示されている。さらに、TCFDとは異なり、生物多様性では、事業活動により影響を与える場所や依存している場所等が異なるため、「ロケーション」が重視されていることも示されている。③は、企業や金融機関が自社のリスク管理やポートフォリオ管理プロセスに組み込めるようにするための実践的なガイダンスであり、「発見する（Locate）」、「診断する（Evaluate）」、「評価する（Assess）」、「準備する（Prepare）」の4つのステップが示されている。同年6月に、ベータ版フレームワーク（v0.2）

(注)19. 環境省は、2020年11月から、経団連自然保護協議会と連携して、「昆明・モンリオール生物多様性枠組み」のターゲットごとに、優良事例を、動画等で国内外に発信する「生物多様性ビジネス貢献プロジェクト」に取り組んでいる（https://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/business/）。

20. 自然関連リスクと機会に関する組織のガバナンスを開示する。

21. 自然関連リスクと機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える実際および潜在的な影響を、そのような情報が重要である場合に開示する。

22. 組織が自然関連リスクをどのように特定し、評価し、管理しているかを開示する。

23. 関連する自然関連リスクと機会の評価と管理に使用される指標と目標を、そのような情報が重要である場合に開示する。

24. TCFD ガイドラインは、気候変動が企業の財務に及ぼす影響という一方向からの財務情報開示である。

25. TNFDが検討する開示内容は、自然が企業の財務にどのような影響を及ぼすかという方向に加えて、企業のビジネスが自然に対してどのような影響を及ぼしているのか、そしてその影響がどのように長期的に企業の財務に影響を及ぼすかについての情報開示である。

が、同年11月に、ベータ版フレームワーク（v0.3^(注26)）が示されている。現在、130社以上の企業や金融機関が、このフレームワークに基づいてパイロットテストを進めており、これらの結果も反映された上で、2023年9月に、最終版が公表される予定である。

SBTNは、2020年9月に、企業向けのガイダンス^(注27)を公表している。本ガイダンスでは、企業が自然関連のSBTを設定することを目指して、5つのステップ^(注28)が示されている。2022年第1四半期中に、目標設定方法に関するガイダンスを公表し、2025年までに、水、土地、生物多様性、海洋に関するSBTの幅広い採用を目指している（白井（2022））。

金融業界の動きでは、NGFS^(注29)（The Network for Greening the Financial system、気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク）が、2022年3月に、「自然関連金融リスクに係る声明^(注30)」において、生物多様性の損失を含む自然関連リスクはマクロ経済に重大な影響を与える可能性があり、金融安定に関わるリスクの源であるとの認識を公表している^(注31)。金融庁（2022）によると、NGFSは、生物多様性損失の金融安定への波及経路について（図表6）、より理解を進める必要があるとしている。また、中央銀行および金融監督当局が生物多様性損失

図表6 生物多様性損失の金融安定への波及経路



*「物理リスク」の例…授粉媒介者の減少に伴う収穫量減少や人工授粉コストの増加（慢性的リスク）、害虫による収穫高の減少や疫病の蔓延（急性的リスク）、森林破壊による気候・水循環システムの崩壊（慢性的・急性的リスク双方）等
「移行リスク」の例…政府の政策、技術革新、訴訟、消費者嗜好の変化等

（出所）金融庁（2022） p.2

(注)26. 関崎（2022）によると、v0.3の主な更新点は、概念と定義の更新（自然に関する定義の更新等）、LEAPアプローチの強化（Locate（発見）に入る前に事業と自然との関係を整理するスコopingフェーズを追加する等）、指標と目標に関するアプローチの追加（Assess（評価）に関する追加的ガイダンス等）、金融機関に対する開示勧告に関する追加ガイダンスの4つである。

27. SBTN ホームページ（https://sciencebasedtargetsnetwork.org/wp-content/uploads/2021/03/SBTN-Initial-Guidance-Executive-Summary_Japanese.pdf）を参照

28. 5つのステップは、「分析・評価」、「理解・優先順位づけ」、「計測・設定・開示」、「行動」、「追跡」である。

29. 気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行および金融監督当局のネットワークで、2017年12月に設置された。なお、わが国からは、金融庁および日本銀行が加盟している。

30. 日本銀行ホームページ（https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20220325_2/20220325_2.html）を参照

31. 同時に、自然資本の金融リスクを整理した報告書「中央銀行業務と金融安定性」も発表している（https://www.ngfs.net/sites/default/files/medias/documents/pr_statement_and_final_report_-_final.pdf）。

の課題に対してできることとして、①生物多様性関連の経済および金融リスクへの対応に向けて、スキル、キャパシティ、ツール、協業関係を構築、②金融機関の生物多様性への依存度と影響を測定、③金融機関等に対し、生物多様性への依存度と影響を理解することの重要性を発信、④金融リスクへの対応および金融インフラの整備を通じて、生物多様性損失を反転させるための政府の取組みを支援の4つが挙げられている（金融庁（2022））。金融庁が2022年7月に公表した「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 第二次報告書」では、生物多様性と自然資本を巡る動きについて、「…自然資本や生物多様性については、関係省庁と連携し、金融庁においても、リスクと機会の考え方の整理を行う国際的な議論の場や、開示を取り扱うTNFDフォーラム等に参加し、各国当局と共に知見の蓄積を進めるべきである。」と明記され、金融当局としての生物多様性への取組み姿勢が示されている。

三井物産戦略研究所（2022）は、世界の金融機関の生物多様性への対応について、「…言及している銀行の約6割では気候変動に包含もしくは劣後した扱いとなっており、気候変動ほど重要視された対応になっているとは言えない。」とし、民間金融機関における気候変動への対応は不十分であるとの見解を示している。こうした中、例えば、三井住友トラスト・ホールディングスは、2008年に、生物多様性問題対応基本ポリシー（現・生物多様性保全行動指針^(注32)）を制定したり、2013年度からサステナビリティレポートの別冊として「自然資本レポート」を公表したりしてきた。なお、2022年度から、「自然資本レポート」は本冊版として公表されている^(注33)。国際的な潮流や金融当局の動き等に応じて、大手金融機関を中心に、わが国でもこうした動きは加速していくだろう。

おわりに 一気候変動対応との両輪で一

2022年中は、COP27およびCBD COP15第二部の2つのCOPを経て、「生物多様性」は気候変動との両輪で取り組んでいくことの重要性が示された。さまざまなウェビナー等に登壇したCOP27やCBD COP15への参加者によると、ウクライナ紛争等をきっかけとしたエネルギー危機や食糧危機等を受けて、欧州連合を中心に、気候変動や生物多様性への取組み姿勢は、より前向きになっているという。すなわち、気候変動や生物多様性に対する目標は不変であるといえよう。

3で述べたように、2023年中には、世界銀行の信託基金「地球環境ファシリティ」の中に、生物多様性保全のための新たな基金が設置されたり、TNFDやSBTNにおいては、企業にとっ

(注)32. 三井住友トラスト・ホールディングスホームページ

(https://www.smth.jp/sustainability/management/philosophy/biodiversity_guideline)を参照

33. 三井住友トラスト・ホールディングスホームページ (<https://www.smth.jp/-/media/th/news/2022/220425.pdf>)を参照

て重要なガイドラインが示されたりする等、今後、企業や金融機関による生物多様性への取組みは、一層加速していくだろう。

〈参考文献〉

- ・白井さゆり（2022年）『SDGsファイナンス』日経プレミアシリーズ
- ・SBTN（2020年9月）「自然に関する科学に基づく目標設定 企業のための初期ガイダンス エグゼクティブサマリー」
- ・WWFジャパン 自然保護室長 山岸尚之（2022年12月）「ネイチャーポジティブへ向けて」
- ・鶴飼紗帆（2022年6月2日）「生物多様性に関する国際的な議論の潮流とTNFDベータ版フレームワークの概要」
- ・環境省自然環境局長 奥田直久（2022年11月18日）「生物多様性をビジネスから考える ～生物多様性の主流化に向けて～」第7回 エコ・ファースト シンポジウム
- ・金融庁（2022年7月）「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 第二次報告書 ー持続可能な新しい社会を切り拓く金融システム-」
- ・金融庁 総合政策局総務課国際室 高橋沙織（2022年2月10日）「生物多様性と金融の関わり」
- ・次期生物多様性国家戦略研究会（2021年7月30日）「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」
- ・三井住友信託銀行（2022年5月9日）「ネイチャーポジティブ実現に向けた三井住友トラストグループの取り組み」日経SDGs/ESG会議「世界の社会課題解決へ」
- ・三井物産戦略研究所 産業情報部産業企画室 天木美波（2022年4月）「生物多様性を巡る金融機関の役割 ー企業行動の変容を促す融資制限、影響は幅広い産業へー」
- ・枝村嘉仁（2022年12月）「COP15とポスト2020生物多様性枠組み」アセットマネジメントOne
- ・関崎悠一郎翻訳監修（2022年11月）「TNFDフレームワークのベータ版v0.3のポイント」デロイト トーマツ グループ
- ・藤田香（日経ESGシニアエディター）（2022年12月26日）「【生物多様性COP15】昆明・モンリオール2030年目標を採択」日経ESG